

※ 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒 に関するものである。学校は、全ての生徒が、安心して学校生活を送り、諸教育活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策を講じる必要がある。

このいじめの防止等の対策は、「全ての生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置しない。」「生徒が、いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにする。」ことを旨とする。

そのために、本校は、「いじめをしない。いじめをさせない。いじめを見逃さない。」という基本目標のもと、生徒が、自己肯定感や自己存在感を味わえる場や機会を多く設定するとともに、思いやりのある温かい集団が形成され、仲間と共に、人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進する。

2 いじめ防止に係る全体計画



3 年間計画

	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ相談窓口の生徒への周知 「SC」「心の教室相談員」についての周知 	<ul style="list-style-type: none"> 本校いじめ防止基本方針に係る校内研修の実施 学級PTAでの「学校いじめ防止基本方針」の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 年間活動計画の検討、取組等の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ間)への取組(全校朝会、道徳の時間、学活) 保健指導(命の大切さ) 生徒会活動(いじめ防止標語募集等) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題に係る講話、指導等(全校朝会、道徳の時間、学活) PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 日常観察の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 指導内容の共通理解、資料についての確認
6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修の実施 日常観察の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの分析 教育相談のまとめ
7月	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラルについての全体指導 	<ul style="list-style-type: none"> 日常観察の徹底 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> 外部講師を招聘しての研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学期の総括及び次学期に向けての取組の確認
9月		<ul style="list-style-type: none"> 日常観察の徹底 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 日常観察の徹底 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施 心の教育の日の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 日常観察の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの分析
12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間への取組(全校朝会、道徳の時間、学活) 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人権に係る講話、指導等(全校朝会、道徳の時間、学活) 校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談のまとめ 学期の総括及び次学期に向けての取組の確認
1月		<ul style="list-style-type: none"> 日常観察の徹底 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 日常観察の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの分析
3月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 日常観察の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談のまとめと年間の総括及び次年度に向けての取組の確認

4 いじめの防止に係る対策組織

(1) 対策組織

「いじめ防止等対策委員会」(詳細は、組織図参照)を設置し、生徒のいじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴え等について、組織的に対応する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、関係学級担任で構成し、その他必要に応じた関係者及び外部専門家等を加える。

(2) 役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、進捗状況の確認

学期毎に、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(ア) 時期 年3回(6月、10月、2月)

(イ) 場所 校長室

イ 職員の共通理解と意識の啓発

(ア) 年度初めの職員会議で、「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図る。

(イ) アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信、啓発
いじめの防止の取組状況について、学校だよりやホームページ等を通して発信する。

エ 具体的対応

(ア) いじめがあった場合、いじめの疑いがあるとの情報が入った場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

(イ) 事案については、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

また、※問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の状況等を注意深く見守るとともに、継続的な指導・支援を行う。

※ 「いじめが解消している」状態

① いじめに係る行為が止んでいること

心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当期間継続していること(少なくとも3ヶ月)

② 生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

5 いじめの防止のための具体的取組等

(1) 学校の取組

ア いじめの未然防止の取組

職員

(ア) 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、いじめについて考えさせる場(学活、道徳等)を 計画的に設ける。

(イ) 授業、各行事、部活動等において、生徒の取組や努力等を認め、自己肯定感や自己存在感を育むことができるよう努める。(自主的な取組への支援)

(ウ) いじめは絶対に許さないという職員の明確な姿勢を示す。

(エ) いじめは許さないという自分の意志によって、行動ができるよう指導する。また、いじめを見て見ぬふりをしないよう指導する。

(オ) いじめ等については、一人で悩まずに、家族、学校、友だち、関係機関等に相談するよう指導する。

(カ) 全教育活動を通して、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、体験活動やボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成 を図る。

(キ) 情報モラル教育を推進し、生徒が、スマートフォン等によるトラブルやマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう、継続的に指導を行う。

生徒(生徒の自主的な取組)

(ア) 各学級で、「いじめは絶対に許さない。」「いじめ等については、一人で悩まず、周りの人に相談する。」「いじめを見て見ぬふりをしない。」等の 宣言を行う。

(イ) 授業、各行事、部活動等において、級友や友だちの取組や努力等が認められるよう努める。

(ウ) 生徒会が中心となり、いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)や人権週間において、いじめ防止や標語募集を呼びかけ、生徒間の意識の高揚を図る。

イ いじめの早期発見の取組

(ア) アンケートや教育相談を定期的実施(年3回)し、生徒の状況等を把握するとともに、職員で情報を共有する。

(イ) 職員と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

(ウ) 全職員による校内巡視等を計画的に実施する。

(エ) 保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用について、周知を図る。また、いじめホットライン等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(オ) 学校だよりや各種PTAを通して、学校の取組等を発信するとともに、情報の収集・共有に努

める。

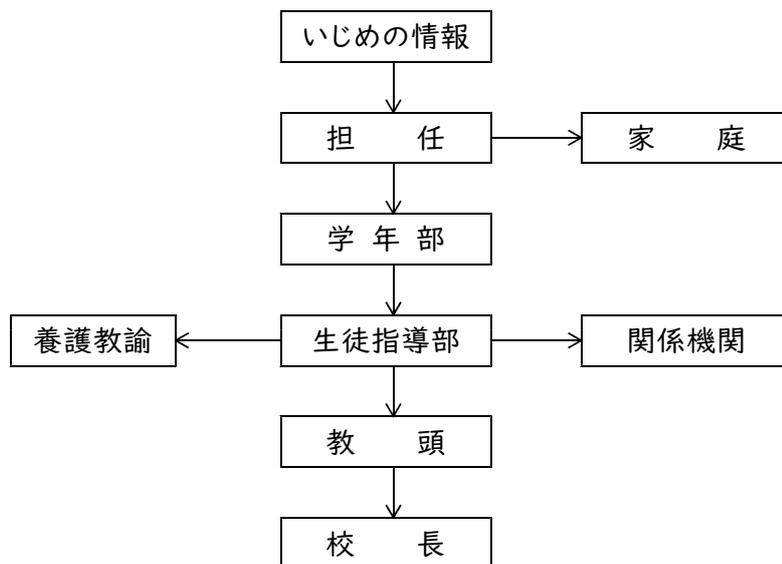
ウ いじめへの対処(いじめが確認された場合の対応)

- (ア) いじめ防止等対策委員会を活用した組織的対応を行う。
- (イ) いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに当該生徒の保護者と連携を取る。
- (ウ) いじめたとされる生徒に対して時報を確認した上で、当該生徒の当該生徒の保護者と連携を図り、適切に指導する。
- (エ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家等と連携して対応する。

エ いじめに対する具体的な取組

- (ア) 被害生徒、加害生徒から聞き取りを行い、正確な情報を把握し、共通理解を図る。
- (イ) 被害生徒の心のケアを第一に考え、守り通すことを伝える。
- (ウ) 加害生徒から十分に話を聞き、いじめについての指導を十分に行う。
- (エ) いじめを通報した生徒がいた場合は、称賛するとともに、今後の安全等を確保する。
- (オ) 傍観者から協力者(仲裁者)をつくる。
- (カ) 被害生徒、加害生徒の保護者については、それぞれ家庭訪問を行い、丁寧に状況等を説明する。また、状況によっては、謝罪の場を設定する。
- (キ) 被害生徒と保護者については、スクールカウンセラー等を活用し、継続的な心のケアを行う。

オ 連絡体制



(2) PTAとの連携

生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で生徒を見守り、学校と家庭、地域とが連携していくことが必要である。

このことから、学校は、PTAや地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について、保護者や地域と連携した対策を推進する。

ア 保護者等への啓発

- (ア) 学校だより、ホームページに、「甲南中学校いじめ防止基本方針」を掲載し、啓発を図る。
- (イ) 各PTA(PTA総会、学年PTA、学級PTA等)を活用し、学校の取組[上記の(1)]について説明し、周知・徹底を図る。

イ 保護者への支援

- (ア) 保護者の責務等が、法に規定されたことを踏まえ、いじめの防止等に必要な指導を適切に行うことができるよう、家庭教育学級等で、人権やインターネット利用に関する学習を実施したり、リーフレットを配布したりするなど、家庭教育の支援に努める。
- (イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について、周知を図る。

ウ 協議の場の設定

いじめの問題について、各PTA等で協議する場を設けるとともに、相互の役割や取組等について共通理解を図り、社会全体で生徒を見守り、学校と家庭、地域とが連携していく意識を醸成する。

(3) 市教育委員会との連携

ア いじめの問題について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、多面的に取り組む。

イ 重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をするとともに、指導や助言等を基に、必要な対応を行う。

ウ いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修会に指導主事等を招聘し、職員のカウンセリング能力等の向上を図る。

(4) 関係機関との連携

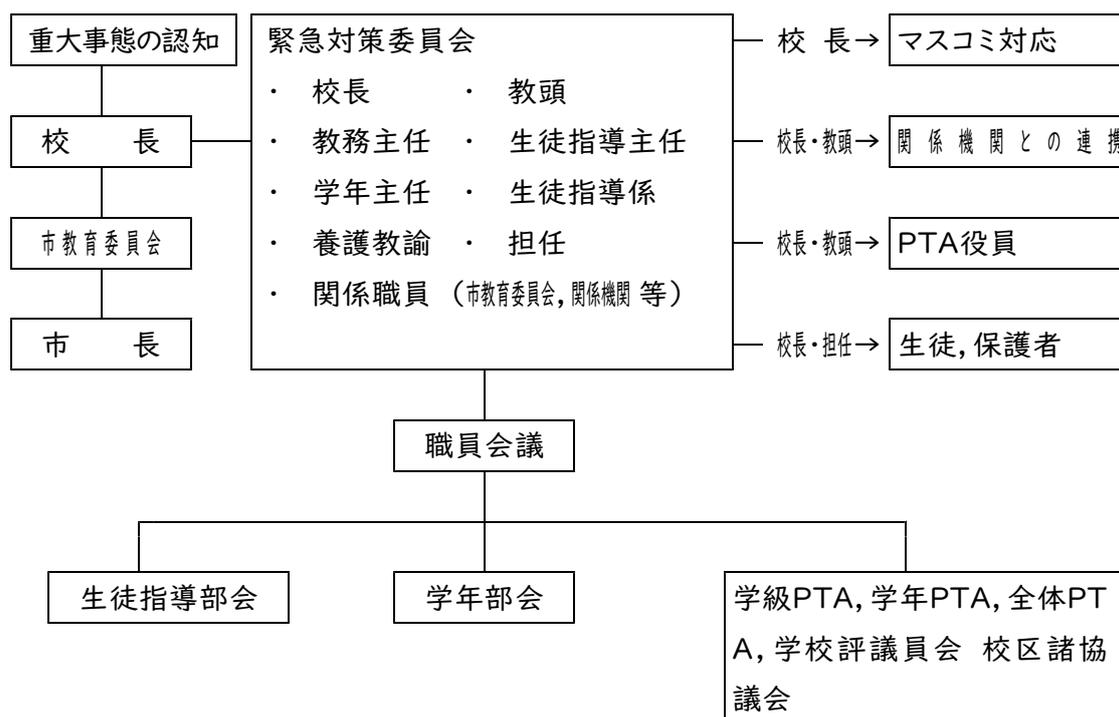
いじめの解決のために、また、いじめ問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、関係機関等との連携を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは、次のように、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合のことをいう。

- ア 生徒が、自殺を企画した場合
- イ 生徒が、身体に重大な障害を負った場合
- ウ 生徒が、金品等に重大な被害を被った場合 等
- エ 精神症の疾患を発症した場合

(2) 重大事態への緊急対応



ア 事態の状況確認、情報収集、情報整理（全校体制での対応）

(ア) 重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会

関係機関	連絡先
------	-----

に報告をし、「重大事態に係るフロー図」に基づいて対応する。	市教委青少年課	227-1971
(1) 市教育委員会、関係機関と連携を図るとともに、生徒指導部会、学年部会を中心に、客観的かつ精確な事実確認を速やかに行う。	県警(少年サポート)	232-7869
(ウ) 必要に応じて、アンケート調査を実施する。	鹿児島中央警察署	222-0110
(エ) 把握できた情報は、校長に報告し、全職員で共有する。	荒田交番	251-4554
	県総合教育センター	294-2788
	県中央児童相談所	264-3003
	市こども福祉課	216-1260

・ いつ(いつ頃から) ・ どこで ・ 誰が
 ・ 何を、どのように(態様) ・ なぜ(背景事情, 人間関係の状況等)

イ 生徒の状況確認と支援・指導, 生徒や保護者, 教職員の心のケア

- (ア) 市教育委員会、関係機関と連携を図るとともに、養護教諭を中心に、該当生徒と保護者の心のケア等を行う。
- (イ) 状況によっては、臨床心理士やスクールカウンセラーの派遣・対応を依頼する。
- (ウ) 関係職員の心のケアにも十分に留意する。

ウ 関係機関との連携

- (ア) PTA, 地域, 関係機関等と十分に連携を図り, 事案の解決に当たる。
- (イ) 関係機関との連携は, 校長が中心になって行うが, 状況によっては, 教頭, 生徒指導主任, 学年主任等も行う。
- ・ 教頭 → PTA, 関係機関
 - ・ 生徒指導主任 → 関係機関(警察・児童相談所等), 地域
 - ・ 学年主任 → 学年PTA, 地域PTA

7 学校の取組に対する検証等

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については, PDCAサイクルで見直し, 実行性のある取組となるよう, 努める。
- (2) いじめに関する項目を入れた職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(年3回)し, 「いじめ防止等対策委員会」で, いじめに関する取組の検証を行う。

8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し, 生徒理解やいじめ対応に関する職員の資質向上を図る。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は, 4月に保護者へ配布するとともに, ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業前・後の指導を充実し, 休業中のいじめ防止にも取り組む。